

# 避難所運営管理マニュアル

(新型コロナウイルス感染拡大防止編)

松山市

策定・改定 記録一覧

年月日	内容	担当部署
令和2年 5月	新規策定	防災・危機管理課

# 目 次

<b>第1章</b>	<b>総則</b>	1
1	マニュアルの目的	1
2	マニュアルの基本方針	1
3	マニュアルの構成	2
(1)	マニュアルの位置づけ	2
(2)	時系列的な構成	2
(3)	用語の定義	2
<b>第2章</b>	<b>実施すべき業務</b>	3
0	事前準備	3
(1)	事前学習	3
(2)	感染予防資材の準備	6
1	初動期	7
2-1-1	避難者リーダー、施設管理者、市担当者の健康チェック	7
2-1-2	感染予防資材の確保	7
2-1-3	避難所の開設準備	8
2-1-4	症状がある避難者のための個室等の確保	8
2-1-5	避難スペースの指定	9
2-1-6	避難所内の感染予防対策の準備状況の確認	9
2-1-7	避難者の受入・健康チェック	9
2-1-8	症状がある者等が避難してきた場合の対応	11
2-1-9	避難者の感染予防対策の周知・徹底	12
2-1-10	避難所内の感染予防対策の実施	12
2-1-11	自宅療養者等が避難してきた場合	13
2	展開期～安定期	14
2-2-1	避難者リーダー、市担当者、施設管理者の健康チェック	14
2-2-2	避難所内の感染予防対策の実施	14
2-2-3	避難者の状況把握、健康管理の実施	14
2-2-4	避難者に症状が出た場合の対応	15
2-2-5	避難スペースの見直し	16
2-2-6	ボランティア等の受入れ、対応	16
2-2-7	災害対策本部事務局への報告	16

2-2-(8)	退所者への対応 .....	16
3	撤収期 .....	18
2-3-(1)	避難所の閉鎖の準備 .....	18
2-3-(2)	避難所の清掃・消毒の実施 .....	18
2-3-(3)	施設管理者、市担当者の健康観察 .....	18
2-3-(4)	避難者名簿、健康チェックシートの管理.....	18
<b>第3章</b>	<b>具体的な感染症予防対策の方法 .....</b>	<b>19</b>
3-1	こまめな手洗い、手指消毒の実施.....	19
3-2	マスクの着用、咳エチケット等の実施 .....	20
3-3	清掃・消毒の実施.....	21
3-4	換気の実施.....	23
3-5	食事・物資の配布.....	23
3-6	ゴミの処分.....	24
3-7	症状がある避難者が発生した場合の避難所内のゾーニング.....	25

# 第1章 総則

## 1 マニュアルの目的

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の発生により、日本のどの地域でも、感染の拡大や医療崩壊を食い止めるため、三密（密閉・密集・密接）の回避と、マスクの着用や手洗いが励行されています。

避難所は、飛沫感染・接触感染が非常に起こりやすい環境であり、新型コロナウイルスの感染が続いている状況下で、従来どおりの方法で避難所を開設・運営すると、避難所内で集団感染やクラスターの発生を招くおそれがあります。

このマニュアルは、避難所での感染症防止対策を示すとともに、いつ、誰が、何を、どのように行うべきかを理解することにより、新型コロナウイルスの感染リスクが低減された避難所の運営を目的としています。

新型コロナウイルスの感染を防ぎながら、避難生活を送るためには、避難所を開設する市と避難者が協力しながら、避難生活での混乱などを出来るだけ回避することが必要です。

なお、このマニュアルは、新型コロナウイルスの新たな知見等を踏まえて、より実効性のあるマニュアルとなるよう随時見直します。

## 2 マニュアルの基本方針

**避難所では、避難者自身が基本的な感染予防対策を徹底するとともに、感染症の集団発生を予防するための環境整備と避難者の健康管理を行います。**

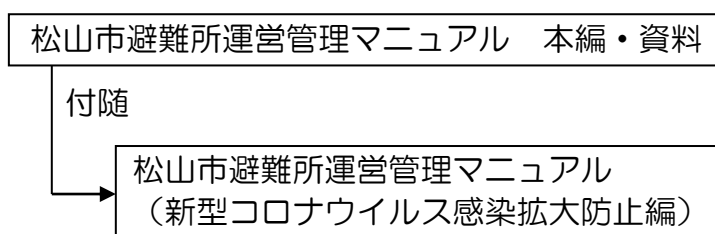
- ① 避難者は、こまめな手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染予防対策を徹底します。
- ② 避難所では、常時窓を開放するなど換気を行うとともに、世帯ごとの避難スペース及び間隔を十分に確保し、三密（密閉・密集・密接）を回避します。
- ③ 避難所では、避難者を中心に関係者が協力して、定期的に清掃を行い、トイレや手洗い場等の共有スペース、ドアノブや手すり等のよく触れる場所の消毒を行います。
- ④ 発熱や咳などの症状がある避難者に対しては、個別スペースや部屋を確保し、他の避難者との接触を可能な限り減らします。
- ⑤ 避難者名簿の登録時に、避難者の体温測定と健康チェックを行います。また、避難中も定期的に体温測定と健康チェックを行い、避難者の健康管理を行います。

- ⑥ 避難所で新型コロナウイルスなどの感染症が発生した場合に備えて、避難者名簿や避難者の入退出の管理を確実にを行います。
- ⑦ 感染症は誰もがかかる可能性があります。発熱や咳などの症状がある避難者への偏見や差別を生まないように配慮します。

### 3 マニュアルの構成

#### (1) マニュアルの位置づけ

このマニュアルは、「松山市避難所運営管理マニュアル」に付随するものとして、避難所運営の中で、新型コロナウイルスの感染の拡大を防ぐために必要な注意点や業務を定めています。



よって、このマニュアルを使用する人、または組織は、松山市避難所運営管理マニュアルの本編・資料編を参考としてください。

#### (2) 時系列的な構成

災害発生直後からの業務の時系列的な構成を重視して記載しています。

#### (3) 用語の定義

##### ① 新型コロナウイルス感染症

2019年12月以降に世界的に感染が拡大している新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)による感染症(COVID-19)をいう。

また、新型コロナウイルス感染症の患者とは、医師により新型コロナウイルス感染症と診断された者をいう。

##### ② 要配慮者

災害時において、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。その他の特に配慮を要する者として、妊産婦、傷病者、内部障がい者、難病患者等が想定される。

## 第2章 実施すべき業務

### 0 事前準備

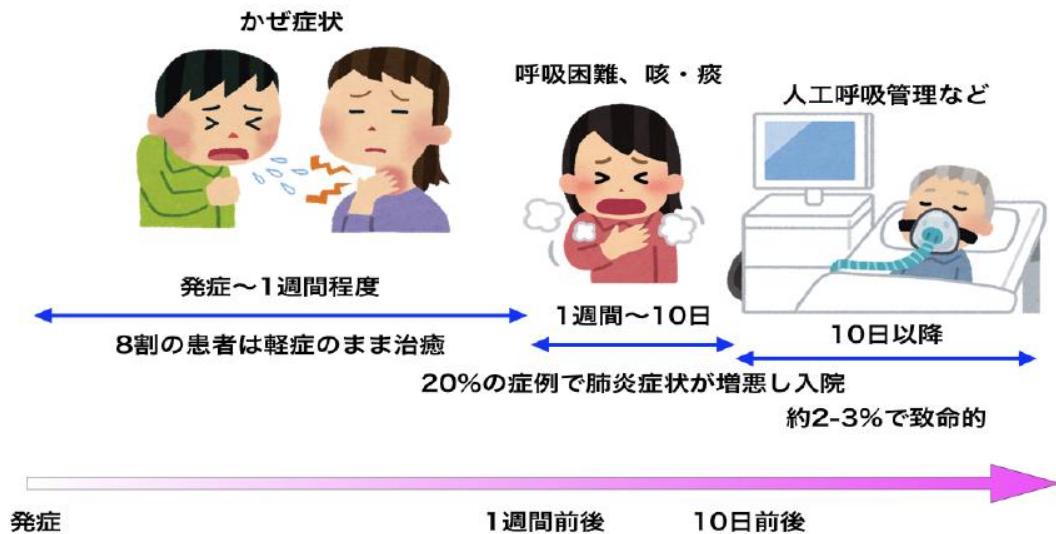
新型コロナウイルスの感染が続いている状況下での避難所の運営は、通常の避難所の感染症予防対策に加えて、更なる対策の強化が必要となります。市担当者、施設管理者、避難者リーダーは、あらかじめ新型コロナウイルス感染症に関する事前学習や感染予防のための資材を準備しておきましょう。

#### (1) 事前学習

新型コロナウイルスの特徴をはじめ、手袋・マスクの着脱方法、飛沫・接触による感染のリスクをあらかじめ確認しておきましょう。

##### ① 新型コロナウイルス感染症とは

- ア 新型コロナウイルスは、ヒトの粘膜を通して感染します。健康な皮膚からウイルスが入り込むことはなく、表面に付着するだけと言われています。
- イ ウイルスが付着してから72時間くらいは感染する力をもつと言われています。
- ウ 新型コロナウイルスは、一般的には飛沫感染、接触感染で感染をします。閉鎖した空間では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされています。
- エ 潜伏期間（ウイルスに感染してから症状が出るまでの期間）は、1日～14日間であり、感染してから5日程度で発症することが多いと考えられています。
- オ 主な症状は、発熱、呼吸器症状（咳、くしゃみ、喉の痛み、鼻水など）、頭痛、倦怠感などがみられます。また、下痢や嘔吐などの消化器症状、嗅覚や味覚の異常などの症状もみられると言われています。風邪やインフルエンザ等の症状に似ています。
- カ 新型コロナウイルスに感染しても約8割の人は軽症で経過し、自然に治る例も多いと報告されています。
- キ 高齢者や基礎疾患（心臓・血管疾患、糖尿病、がん、慢性呼吸器疾患など）がある方は重症化しやすいと考えられています。
- ク 新型コロナウイルスの患者は、発症の2日前から周囲に感染させる可能性があります。患者と1m以内の距離で15分以上の時間の接触があった場合は、感染のリスクが高いと言われています。



出典：新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き

## ② 飛沫感染と接触感染

### 【飛沫感染】

感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他者がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。

### 【接触感染】

感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他者がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

## ③ 正しい手洗いの方法 → 3-1 (P. 19)、資料 3-1

手洗いは、液体せっけんを使うことでコロナウイルスの膜を壊すことができ、また、流水により手に着いたウイルスを洗い流すことができることから、感染の予防に有効です。汚れが残りやすい指先や指の間、手首、手のしわ等は、特に念入りに洗うことが重要です。

流水と液体せっけんでの手洗いができないときは、手指消毒用アルコールも有効です。

手洗いは、感染症予防の基本であり、重要な予防策の1つです。3-1 及び資料 3-1 を参考に、正しい手洗いの方法を知っておきましょう。

## ④ 咳エチケットの徹底 → 3-2 (P. 20)、資料 3-2、資料 3-3



「咳エチケット」とは、新型コロナウイルス等の感染症を他の人に感染させないように、咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチを使って、口や鼻をおさえることです。

咳やくしゃみを手でおさえたり、何もせずに咳やくしゃみをしたりするのはやめましょう。とっさの時には、服の袖口などで口や鼻をおさえましょう。

咳エチケットも、感染症予防の基本であり、重要な予防策の1つです。[3-2](#)、[資料3-2](#)及び[資料3-3](#)を参考に、咳エチケットと正しいマスクの使用方法を知っておきましょう。

⑤ 清掃・消毒の方法 → [3-3](#)(P.21)、[資料3-4](#)、[資料3-5](#)、[資料3-6](#)

避難所での感染拡大防止のため、新型コロナウイルス等の感染症の感染源を断つことを目的に、清掃や消毒を徹底して行いましょう。

清掃や消毒は、こまめに行うこと、消毒の場所に合った消毒液を使用すること、清掃や消毒をする人が感染しないよう対策を行うことが必要です。

避難所内の清掃や消毒による環境整備も、重要な予防策の1つです。[3-3](#)、[資料3-4](#)及び[資料3-5](#)及び[資料3-6](#)を参考に、清掃・消毒の方法、注意事項などを知っておきましょう。

#### <主な消毒薬の例>

- 手指の消毒には消毒用アルコール（濃度70%以上）が適しています。
- 身の周りの物の表面やよく触る場所などの消毒には、希釈した塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム原液濃度約5～6%）でふき取ることが有効です。  
（次亜塩素酸ナトリウムを含む商品例としては、ハイター、ブリーチ、ピューラックス等があります）

## (2) 感染予防資材の準備

避難所の感染予防資材には、数に限りがあります。市担当者、施設管理者、避難者リーダーは、個人で使用する感染予防資材を、あらかじめ各自で準備をしておきます。

### 《感染予防資材の例》

- 使い捨て手袋
- マスク
- ゴーグル（無ければ、眼鏡等で代用）
- 長袖ガウン、ビニールエプロン
- 手指消毒用アルコール
- 液体せっけん
- 除菌シート、ペーパータオル
- ゴミ袋

- ① 避難所では、常時、マスクを着用します。
- ② 使い捨て手袋は、多くの方が触れる場所での作業時（清掃・消毒、物資・食事の配布等）に着用します。また、一連の作業が終了すると、作業場所が変わるごとに交換するほか、汚染・破損した場合も交換します。
- ③ ゴーグルは症状がある避難者との接触時等に手袋・マスク・長袖ガウンとセットで着用します。ゴーグルが入手できなければ、だてメガネ等で代用します。
- ④ 長袖ガウンやビニールエプロンが無ければ、ビニールのレインコート等を代用します。（できれば再利用はしない）

# 1 初動期

## 2-1-1) 避難者リーダー、施設管理者、市担当者の健康チェック

→ 資料2-1

避難者リーダー、施設管理者、市担当者が感染していた場合、多くの避難者に感染を広げてしまう可能性があります。必ず参集前に体温測定を行い、以下に該当する場合は、人員を交代し、代替りの人に業務をお願いします。

- ・ 発熱がある、又は微熱が続く場合
- ・ 咳やくしゃみ、のどの痛み、呼吸苦などの症状がある場合
- ・ 頭や体の痛み、だるさ、嘔吐や下痢などの症状がある場合
- ・ 直近、2週間以内に体調不良などで病院を受診した場合
- ・ 直近、2週間以内に感染症の流行地域に渡航歴がある場合

## 2-1-2) 感染予防資材の確保

避難所で使用する感染予防資材を避難所で確保します。

### 《感染予防資材の例》

目的	資材
流水での手洗い	液体せっけん、ペーパータオル
手指消毒	アルコール消毒剤
身の周りの物の消毒	次亜塩素酸ナトリウム液
消毒液を持ち運ぶ	消毒液を入れる容器
体調チェック	赤外線体温計／電子体温計
清掃、手拭き	除菌シート／ペーパータオル／キッチンペーパー

- ① 除菌シートが入手できなければ、布やペーパータオル・キッチンペーパーに消毒液を浸したもので代用します。
- ② 手洗い場での固形せっけんの使用、布タオルの共用は厳禁とします。
- ③ 電子体温計は必ずアルコール消毒してから使用します。
- ④ ゴミ袋に関しては、大・中・小の種類を多量に準備し、避難者が共同のごみ箱を常に使用することを避ける。

※ 感染予防資材の一部を事前に配置していますが、数に限りがあります。

※ 市でも、避難する際は、マスク、手洗い用洗剤、タオル、手指消毒用アルコール等の持参を呼びかけています。

## 2-1-(3) 避難所の開設準備

避難者を受け入れる前に、次の事項について、避難者リーダー、市担当者、施設管理者で取り決めをしておきましょう。

また、従前の避難所開設に加えて、より重点的に感染症対策を実施する必要があることを、避難者リーダー、市担当者、施設管理者で共有します。

- ① 症状がある避難者のための個室などの確保
- ② 避難者の避難スペースの指定
- ③ 避難所の感染予防対策の準備状況の確認
- ④ 避難者の受入・健康チェックの方法
- ⑤ 避難者への感染症予防対策実施の周知・徹底

## 2-1-(4) 症状がある避難者のための個室等の確保 → 3-7 (P. 25)

### ① 症状がある避難者のための個室の確保

- ア 咳や発熱、下痢等の症状を持つ方を確実に隔離できる空間を選定します。
- イ 症状がある避難者は、原則、個室から出ないこととします。
- ウ 症状がある避難者のための個室は、世帯単位で使用しますが、その場合、症状がない家族も、原則、個室から出ないこととします。
- エ 個室の確保が難しければ、自立型テントや車中泊等の個室に準じたスペースを確保に努めます。
- オ やむを得ず体育館や広い会議室などに症状がある避難者が滞在する場合は、パーティションなどの間仕切りを使用して独立した避難スペースを設けます。
- カ パーティションなどが準備できない場合は、プラスチック素材（拭ける素材）を天井から床まで張り巡らすなどの工夫をします。
- キ 定期的な換気のため、窓が、最低一箇所以上ある空間を確保します。
- ク 症状がある避難者が滞在する場所や専用で使用する場所などをゾーニングし、テープや注意喚起で分かりやすく表記します。
- ケ 飛沫予防策・接触予防策を徹底します。

### ② 症状がある避難者の専用のトイレなどの確保

- ア 症状がある避難者専用のトイレやシャワーなどを確保します。
- イ 専用の水洗トイレや仮設トイレの確保ができない場合は、簡易トイレなどの使用を検討します。
- ウ やむを得ず、他の避難者とトイレを共有する場合には、時間を決めて使用するほか、症状がある避難者が使用する場合には、他の避難者の利用を一時的に制限し、使用後は必ず消毒します。

## 2-1-(5) 避難スペースの指定

→ 資料2-2

### ① 避難者の避難スペースの指定

- ア 各世帯の避難スペースを十分に確保し、世帯ごとに2メートル以上の間隔を開けます。資料2-2を参考にします。
- イ パーティション（間仕切り、可能であればプラスチック等の拭ける素材）を追加で活用します。
- ウ 施設管理者と協議のうえ、教室なども積極的に利用します。
- エ 避難者の動線があまり交差しないようにします。
- オ 高齢者、妊産婦、乳幼児、基礎疾患を持つ方には、他の避難者への理解を求め、衛生資材等が十分にある、より広い空間や別室を提供します。
- カ 定期的な換気ができるよう、ドアなどの前に物資を置かないようにします。

### ② 開放する部屋の順序

- ア 「三密」（密閉・密集・密接）を防ぐため、従来は開放していない部屋も含め、誘導の優先順位を決めておきます。
- イ 従来から使用している避難スペースは、健康チェックで問題がない避難者が使用します。
- ウ 高齢者や障がい者などの要配慮者が滞在する福祉避難室や医務室など、必要なスペースは従来どおり確保します。
- エ 避難所内で確保できる個室の利用は、要配慮者や症状がある避難者を優先的に使用する旨を他の避難者に理解を求めます。

## 2-1-(6) 避難所内の感染予防対策の準備状況の確認

→ 様式1-2（新）

「避難所感染症対策のチェックリスト」様式1-2（新）を参考に、避難者の受入前に、避難所の感染症予防対策の実施状況を確認します。

感染症予防対策が十分に実施できない場合は、災害対策本部事務局に連絡をし、現状で可能な最大限の感染症予防対策を実施します。

## 2-1-(7) 避難者の受入・健康チェック

→ 様式5-1（改）、様式5-2（改）、様式5-3（新）、  
様式6-1（改）、様式6-3（新）

### ① 避難者の受入の準備

- ア 避難所の三密（密閉・密集・密接）を防ぐため、不要な立退き避難は避け、自宅で安全を確保できる場合や、避難所以外の安全な場所への避難に協力を求める掲示を行います。
- イ 避難所の出入りする人を確実に把握するため、避難所の入口を1か所

に限定します。

- ウ 避難所入口が混雑しないよう、受付や体温測定をする場所を出入り口の最も外側に設置する等の配慮をします。
- エ 受付を待つ列を作る場合には、2m間隔をあげ、世帯等の代表者のみが並ぶようにします。

② 避難者名簿の記入、健康チェックの実施 → 様式5-1(改)、  
様式5-3(新)

- ア 避難者は、体温測定をした上で、「避難者名簿」様式5-1(改)と、「避難者の健康等チェックシート」様式5-3(新)に記入してもらいます。
- イ 世帯などの代表者が「避難者名簿」と「避難者の健康等チェックシート」を受付で記入をします。
- ウ 避難者の体温測定は、「避難者名簿」の記載の前に行うか、列に並んでいる間に行うなどの工夫を行い、体温測定の間が三密にならないようにします。

③ 「避難者名簿」と「避難者の健康等チェックシート」の確認

→ 2-1-(8)(P.11)、様式5-1(改)、様式5-3(新)

- ア 市担当者等が「避難者名簿」様式5-1(改)、「避難者の健康等チェックシート」様式5-3(新)の記入の確認を行い、記入内容を基に、避難世帯の滞在区画の決定を行います。
- イ 「避難者の健康等チェックシート」に基づき、該当する症状などが無い世帯などは、一般の避難スペースに案内します。
- ウ 「避難者の健康等チェックシート」に基づき症状がある避難者やその世帯の方は、2-1-(8)に沿って対応します。
- エ 避難所で感染症が発生した場合に、濃厚接触者を確実に把握できるように、「避難者名簿」には滞在区画(体育館、教室など)および避難者グループの割り振りを記入します。
- オ 「避難者名簿」、「避難者の健康等チェックシート」は、個人情報が含まれますので、紛失・盗難などが起こらないよう市担当者等が管理を徹底します。

④ 災害対策本部事務局への報告 → 様式5-2(改)、様式6-1(改)  
様式6-3(新)

市担当者等が「避難所一覧表」様式5-2(改)、「避難所状況報告書(初動期用)様式6-1(改)」、「避難者の健康状況調査シート」様式6-3(新)を作成し、災害対策本部事務局に報告します。

## 2-1-(8) 症状がある者等が避難してきた場合の対応

避難者名簿に登録し、健康チェックを行った際に、感染症を疑う発熱や咳などの症状があることが判明した場合は、避難者に医療機関の受診を勧めます。

医療機関を受診しない場合や、災害の状況により医療機関に行けない場合は、以下のように対応をし、避難所で受け入れます

### ① 避難所以外に安全に過ごせる場所がないかを確認します

ア 水害等で自宅での垂直避難が可能な場合や地震による建物の倒壊の恐れがない場合は、自宅の中で安全な場所

イ 親戚や友人、知人の家や建物等で、安全に過ごせる場所

### ② 症状がある避難者専用の避難所があることを説明します

ア 症状がある避難者専用開放される避難所の開設状況を説明し、可能であれば当該避難所への移動に協力を求めます。

イ 災害発生後、屋外を移動することの安全が確保された場合には、症状がある避難者専用開放される避難所等への移動に協力を求めます。

### ③ 避難所内の個室又は個室に準じた場所に滞在するように求めます

ア 原則、避難所内の個室に滞在してもらうように協力を求めます。

イ 個室は、原則として症状がある避難者を含む世帯単位で使用しますが、状況に応じて症状がある避難者のみが使用することも可能とします。

ウ 個室が確保できない場合は、個室に準じた場所（テント、車中等）や避難所内の隔離スペースへの滞在を求めます。

### ④ 避難所に滞在する際の注意事項について以下の内容を説明します

- ・ 常時、マスクを着用してください。
- ・ 避難所では、原則、個室に滞在します。個室又は隔離スペースから出るのは、必要最低限にとどめてください。
- ・ 居室の清掃、消毒は、避難者自身が実施してください。
- ・ トイレ等を使用した後は、必ず消毒を実施してください。

### ⑤ 症状がある避難者等の体調管理の実施

ア 症状がある避難者及びその世帯は、体調の自己管理を行いません。

イ 市担当者は、定期的に症状がある避難者等の健康チェックを行います。

ウ 症状が悪化した場合や支援が必要な場合には、市担当者に早めに申し出るよう促します。

エ 症状がある避難者等への食事や物資の配布は、原則、市担当者が行います。

## 2-1-(9) 避難者の感染予防対策の周知・徹底

→ 資料2-3、資料3-1～資料3-6

- ① 避難者の受入時には、避難所で避難者が注意すべきことを、「避難所の感染予防対策について」資料2-3等を活用し、説明を行います。
- ② 避難者の感染予防対策の実施に関するポスターなどを、避難所のよく見える位置（出入口、掲示板、通路、トイレ、手洗い場など）に掲示します。  
※ 資料3-1～資料3-6などを活用してください。
- ③ 避難者に周知・徹底する感染予防対策は以下のとおりです。

- ・ 避難所では、必ずマスクを着けましょう。
- ・ 避難所や各部屋に出入りする時は、手指消毒をしましょう。
- ・ こまめな手洗い、咳エチケットの実施を徹底しましょう。
- ・ 他の避難者との距離を十分に保ちましょう。
- ・ 体調がすぐれない方は、市担当者に申し出てください。
- ・ 避難スペースの清掃・消毒は各自で行いましょう

## 2-1-(10) 避難所内の感染予防対策の実施

避難所開設中は以下の感染予防対策を実施します。

- ・ こまめな手洗い、咳エチケットの徹底
- ・ 避難所でのマスクの着用
- ・ 避難スペースの清掃・消毒の実施
- ・ 共有スペース（トイレや手洗い場等）やよく触れる場所の清掃・消毒への協力



## 2-1-(11) 自宅療養者等が避難してきた場合

自宅療養者、濃厚接触者、自宅待機を求められている者等は、一般の避難所に避難しないよう事前に呼びかけを行っています。

①自宅療養者、②濃厚接触者、③自宅待機を求められている者などが避難してきた場合には、該当者に避難所等の施設の屋外で、他の避難者との接触がない場所で一時的に待機してもらい、災害対策本部事務局に連絡をして指示を受けてください。

### ① 自宅療養者とは

新型コロナウイルス感染症と診断された軽症者で、自宅で療養する者。入院の必要がないと医師が判断し、同居者に重症化の恐れが高い人がいないことを保健所が確認した上で自宅療養とする。

### ② 濃厚接触者とは

新型コロナウイルス感染症と診断された患者と接触があり、保健所が濃厚接触者として健康観察及び外出自粛を求めている者。

### ③ 自宅待機を求められている者とは

濃厚接触者ではないが、新型コロナウイルス感染症と診断された患者等との接触があり、保健所から自宅待機を求められている者。

## 2 展開期～安定期

### 2-2-1) 避難者リーダー、市担当者、施設管理者の健康チェック

→ 2-1-1) (P. 8)、資料2-1

- ・ 避難所に従事している場合は、朝・夕の2回、必ず体温測定と健康チェックを行います。
- ・ 体調不良の場合は、人員を交替し、代わりの人に業務をお願いします。

### 2-2-2) 避難所内の感染予防対策の実施

→ 2-1-10) (P. 12)

避難所開設中は、2-1-10) 避難所内の感染予防対策の実施 (P. 12) を参考に、感染予防対策を継続して行います。

### 2-2-3) 避難者の状況把握、健康管理の実施

→ 2-1-8) (P. 11)、様式5-1 (改)、  
様式5-2 (改)、様式5-3 (新)

#### ① 避難所に滞在している避難者の健康チェック

「避難者一覧表」様式5-2 (改) などに基つき避難者全員に、1日2回 (朝・夕) の体温測定及び、「避難者の健康等チェックシート」様式5-3 (新) の記入を求めます。

症状がある避難者等が発生した場合には、2-2-4) (P. 15) に沿った対応を行います。

#### ② 「避難者名簿」等の管理

ア 「避難者名簿」様式5-1 (改) や「避難者一覧表」に変更があった場合の修正や、日々の「避難者の健康等チェックシート」は、避難所運営委員会で管理を行います。

イ 「避難者名簿」及び「避難者一覧表」と実際に避難している人数が一致するよう管理を行います。

**2-2-(4) 避難者に症状が出た場合の対応**→ **2-1-(8)** (P. 11)

感染症を疑う何らかの症状がある避難者には、医療機関の受診を勧めます。避難者が軽症と考えられる、又は災害により医療機関に行けない状況等から、引き続き避難所で受け入れる場合には、**2-1-(8)** (P. 11)に沿った対応を行います。

また、軽症又は重症にかかわらず、感染症を疑う何らかの症状があり、医療機関を受診する場合には、以下のとおり対応を行います。

**① 避難所滞在中に症状が悪化した場合の対応**

ア 症状が悪化した場合には、施設管理者や市担当者に申し出ます。

イ 命に関わるような緊急を要する症状がある場合には、災害対策本部事務局を通じて、救急搬送を要請します。

● 緊急性の高い症状 ※はご家族がご覧になって判断した場合です。

表情・外見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 顔色が明らかに悪い ※</li> <li>・ 唇が紫色になっている</li> <li>・ いつもと違う、様子がおかしい ※</li> </ul>
息苦しさ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 息が荒くなった（呼吸数が多くなった）</li> <li>・ 急に息苦しくなった</li> <li>・ 日常生活の中で少し動くとき息があがる</li> <li>・ 胸の痛みがある</li> <li>・ 横になれない・座らないと息ができない</li> <li>・ 肩で息をしている・ゼーゼーしている</li> </ul>
意識障害等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ぼんやりしている（反応が弱い）※</li> <li>・ もうろうとしている（返事がない）※</li> <li>・ 脈がとぶ、脈のリズムが乱れる感じがする</li> </ul>



出典：新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養・自宅療養における健康観察における留意点について（R2. 4. 27 日付厚生労働省事務連絡）から一部抜粋

**② 医療機関を受診する場合**

ア 感染症を疑う何らかの症状があり、避難所に滞在していた者が医療機関を受診する場合は、市担当者を通じて災害対策本部事務局に連絡します。

イ 該当する避難者が滞在していた避難スペース、共有スペースの清掃と消毒を徹底するほか、災害対策本部事務局の指示に従い対応します。

ウ 避難者などが医療機関を受診した結果は、避難者から市担当者に報告をし、市担当者を通じて災害対策本部事務局に連絡します。

**③ 避難者に新型コロナウイルス感染症を疑う事例が発生した場合**

避難者から、新型コロナウイルス感染症の疑いがあると診断されたと報告を受けた場合は、災害対策本部事務局に直ちに報告し、指示に従います。

**2-2-(5) 避難スペースの見直し** → **3-7**(P.25) 、 **資料2-2**

- ① 三密（密閉・密集・密接）を避けるため、世帯ごとの避難スペースが十分確保できるよう避難人数の増減に応じて避難スペースの見直しを行います。
- ② 可能な限り多くの避難スペースや個室を確保できるよう施設管理者に協力を求めます。
- ③ 症状がある避難者と他の避難者が接触する機会を限りなく減らす工夫をします。

**2-2-(6) ボランティア等の受入れ、対応**

→ **様式17-1（改）**、**様式17-2（改）**、**様式18-1（改）**

- ① 避難所外からの感染症の持ち込みによる避難所での感染症の発生を防ぐため、避難者以外の人への出入りは最小限にとどめる必要があります。
- ② 報道機関などの避難者と直接関係がない者等の避難所への出入りは、感染症拡大防止の観点から原則お断りをするを出入り口等に明記します。
- ③ ボランティア等の受入れ時には、体温測定と健康チェックを行い、必要最小限の人数に留めます。
- ④ 避難所内でのボランティア活動は、日替わりのボランティアではなく、一定期間続けて支援を得られる方を優先します。

**2-2-(7) 災害対策本部事務局への報告**

→ **様式5-2（改）**、**様式6-2（改）**、**様式6-3（新）**

- ① 定時の「避難者一覧表」**様式5-2（改）**、「避難所状況報告書（第〇報）」**様式6-2（改）**に合わせて、「避難者の健康状況調査シート」**様式6-3（新）**を作成し、災害対策本部事務局に報告します。
- ② 避難所の感染予防対策のための資機材が不足する場合には、災害対策本部事務局に物資の要請を行います。
- ③ 症状がある避難者が多く発生している場合（中規模・大規模の避難所であれば10名以上、小規模であれば半数以上又は10名以上）は、災害対策本部事務局へ速やかに報告し、支援を求めます。

**2-2-(8) 退所者への対応** → **様式5-1（改）**、**様式5-3（新）**

- ① 避難所で新型コロナウイルス感染症が発生した場合や、退所者への緊急の連絡が必要になった場合に備えて、「避難者名簿」**様式5-1（改）**に、退所先、退所後の連絡先を確実に記載します。
- ② 避難所を退所した方が感染症を発症した場合に早期対応を行うため、退所

から 2 週間は、自己管理による体温測定及び健康観察を求めます。

- ③ 健康観察は、「避難者の健康等チェックシート」**様式 5-3 (新)**を参考に実施するよう説明します。
- ④ 退所後、発熱や体調不良などがある場合には、早めの医療機関の受診を勧めます。
- ⑤ 医療機関を受診し、万一、新型コロナウイルス感染症と診断された場合には、保健所の担当者に避難所に避難していたことを報告するよう説明します。

### 3 撤収期

#### 2-3-1) 避難所の閉鎖の準備

- ① 避難所生活が長引くことは、感染症を含めた二次的健康被害のリスクが高まるため、ライフラインの復旧状況等をみながら早期の避難所閉鎖を目指します。
- ② 避難者の減少等に伴い、可能な限り個室の使用や世帯当たりの避難スペースを広げる等の三密を避ける取り組みを継続します。
- ③ 災害等により住居を失った避難者などの退所後の生活の場の確保を図るため、災害対策本部事務局と協議調整を図ります。

#### 2-3-2) 避難所の清掃・消毒の実施

→ 3-3 (P.22)、資料3-4

資料3-5、資料3-6

- ① 避難者が使用した場所の清掃・消毒を実施します。  
(避難スペース、共有スペース、その他使用した部屋、トイレ、手洗い場など)
- ② 施設の清掃・消毒は、避難者を中心に関係者が協力して実施します。
- ③ 清掃、消毒の方法は、3-3 (P.22)、資料3-4、資料3-5、資料3-6を参考にしてください。

#### 2-3-3) 施設管理者、市担当者の健康観察

→ 様式5-3 (新)

- ① 施設管理者、市担当者等は、避難所閉鎖から2週間、朝・夕の2回の体温測定及び自身の健康観察を行う必要があります。
- ② 健康観察は、「避難者の健康等チェックシート」様式5-3 (新)を参考に実施します。
- ③ 発熱や体調不良などがある場合には、早めに医療機関を受診します。
- ④ 発熱や体調不良などで医療機関を受診する場合は、あらかじめ災害対策本部事務局に連絡し、受診後は結果を報告します。

#### 2-3-4) 避難者名簿、健康チェックシートの管理

→ 様式5-1 (改)、様式5-2 (改)、様式5-3 (新)

市担当者は、避難所管理に使用した記録、台帳、「避難者名簿」様式5-1 (改)、「避難者一覧表」様式5-2 (改)、「避難者の健康等チェックシート」様式5-3 (新)等を災害対策本部事務局に引き継ぎます。

## 第3章 具体的な感染症予防対策の方法

### 3-1 こまめな手洗い、手指消毒の実施

→ 資料3-1

- 流水で手洗いをするこゝで、手に付着した細菌やウイルスを洗い流します。
- 石けんを使用することでウイルスの膜を壊し死滅させる効果が期待できます。
- 手洗いが困難な場合は、手指消毒用アルコールの使用が効果的です。

#### 【避難所での注意事項】

- ① 液体石けんを配置し、流水で手洗いができる場所を確保します。
- ② 固形石けんは、石けんの表面にウイルスが付着し感染を拡大させる可能性があるため使用しません。
- ③ 手洗い後は、ペーパータオルなどを使用して手を拭き、乾燥させます。
- ④ 布やタオルの共用はせず、ペーパータオルか個人用タオルを使用します。
- ⑤ 液体石けんのボトルは定期的に消毒を行います。
- ⑥ 液体石けんや手指消毒用アルコール、ペーパータオルが不足しないよう定期的に補充します。
- ⑦ 流水で手洗いすることが困難な場合は、ウェットティッシュなどで汚れを拭き、手指消毒用アルコールを使用します。
- ⑧ 避難所内には可能な限り、多くの場所に液体石けん、手指消毒用アルコールを配置します。
- ⑨ 手洗いの方法や手洗いのタイミングの周知のためのポスターなどの掲示を行います。特に、多くの人の目に入る場所（出入口、掲示板など）や感染リスクの高い場所（トイレ、手洗い場など）に掲示します。

#### <手洗いのタイミング>

手が汚れた時、外出から戻った時、多くの人が触れたと思われる場所を触った時、咳・くしゃみ・鼻をかんだ時、配布等の手伝いをしたとき、炊き出しをする前、食事の前、症状がある者の看病や家族・動物の排泄物を取り扱った後、トイレの後 など

#### <参考資料>

資料3-1 正しい手洗いの仕方

## 3-2 マスクの着用、咳エチケット等の実施

→ 資料3-2、資料3-3

- 感染症の原因となる細菌やウイルスが口や鼻から侵入するのを防ぎます。
- 感染症に感染している患者の口や鼻から飛散する細菌やウイルスの量を減らします。

### 【避難所での注意事項】

- ① 咳やくしゃみが出るときは、咳エチケットを徹底します。
- ② 避難所内では全ての人が原則、マスクを着用します。
- ③ 鼻と口を完全に覆うよう、正しいマスクの着用をします。
- ④ 使い捨てマスクは、原則、繰り返し使用はできません。やむをえず繰り返し使用する場合には、適切に消毒することが必要です。
- ⑤ 使用したマスクを外すときには、表面に直接触れることがないように十分に注意が必要です。
- ⑥ マスクの表面を触ってしまった場合は、手洗いやアルコール等での手指消毒を行います。
- ⑦ 使用したマスクや鼻かみティッシュ等は、必ずゴミ袋に入れます。ゴミ箱に捨てるときは、袋を二重にするか、蓋つきのゴミ箱に捨てます。
- ⑧ 症状がある避難者が使用したマスクやティッシュは、感染性廃棄物(P. 24)として廃棄します。

### <参考資料>

資料3-2 咳エチケットの徹底

資料3-3 マスクの着け方・外し方



### 3-3 清掃・消毒の実施

→ 資料3-4、資料3-5、資料3-6

多くの人が利用する避難所は、衛生環境が悪くなりやすいため、定期的に消毒・清掃を行い、感染症の原因となる細菌やウイルスを除去します。

#### 【避難所での注意事項】

- ① 避難所の清掃・消毒はなるべく多くの回数を実施するのが良いとされるため、1日3回以上は時間を決めて清掃・消毒を行います。
- ② トイレ、出入口、ドアノブや手すりなど、多くの人が触れる場所は、頻回に清掃・消毒を行います。
- ③ 消毒の場所に合った消毒液を準備して使用します。
- ④ 各世帯の避難スペースは、各自で清掃・消毒を行います。
- ⑤ 通路や出入り口などの共有スペース、トイレや手洗い場の清掃・消毒は避難者を中心に関係者が協力して行います。

#### 【手袋、ガウン等の使用上の注意】

- ① 手袋、ガウンは原則使い捨てです。やむを得ず繰り返し使用する場合は適切に消毒を行い、破損が無いことを確認します。
- ② 手袋、ガウンを使用する前は、破損（穴が開いていないか等）がないかを確認し、隙間ができないよう正しく着用することが必要です。
- ③ ガウンやエプロンが無い場合には、ビニールのレインコート等で代用します。
- ④ 使用した手袋やエプロンの表面には、細菌やウイルスに汚染されています。手袋やエプロンを外すときが最も感染しやすいため、表面に触れないよう十分注意をして、正しい外し方を徹底してください。
- ⑤ 手袋、マスク、ガウン等の脱衣後はかならず手指消毒か流水で手洗いを行います。

#### <参考資料>

- |       |             |
|-------|-------------|
| 資料3-4 | 消毒液の作り方     |
| 資料3-5 | トイレの清掃の仕方   |
| 資料3-6 | 手袋・エプロンの外し方 |

## <参考1> 消毒の場所に応じた消毒剤の種類

### ◆消毒剤の使用

血液や体液及び吐物等で汚染された場合や、感染症が疑われる場合には、汚染された場所や物を、アルコール、次亜塩素酸ナトリウム（家庭用の塩素系漂白剤で代用可能）などを使用し、消毒します。


感染源となる細菌やウイルスに適した消毒薬を、適切に使うことが大切です。

※ 使用する際は、噴霧消毒は避けましょう。

	次亜塩素酸ナトリウム	アルコール
商品名	ピューラックス、ジアノック、ミルトン、ハイター、ブリーチ 等	【①アルコール】 エタノール、消毒用エタノール、アルペット 等 【②アルコール手指消毒薬】 ウェルバス、ヒビスコール 等
消毒の濃度	<ul style="list-style-type: none"> <li>塩素濃度6%の薬液が一般的に市販されており、通常60倍～300倍に希釈（薄めて）使用</li> <li>汚れをよく落とした後、薬液に10分浸し、水洗いする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原液（70～80%）で使用</li> <li>希釈しない（薄めない）</li> </ul>
適応対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境に使用</li> <li>便器・ドアノブ・遊具・衣類・嘔吐物や下痢便が付着した場所 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①環境に使用</li> <li>遊具・便器・トイレのドアノブ 等</li> <li>②手指のみに使用</li> </ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>有機物汚染状態では無効（吐物、汚物を取り除いてから消毒する。消毒液を入れたバケツに汚れた雑巾を入れた場合は、消毒液を交換する必要がある。）</li> <li>漂白作用がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【①②共通】</li> <li>ゴム製品・合成樹脂等は変質するので長時間浸さない</li> <li>引火性がある</li> <li>【②】・手荒れに注意</li> <li>粘膜には使用しない</li> </ul>
用途	どちらも多くの細菌、ウイルスに有効ですが、ノロウイルスの消毒には次亜塩素酸ナトリウムを使用する（嘔吐、下痢等の感染性胃腸炎の場合）	

出典：茨城県「避難所感染症対策の手引き」より一部抜粋

## <参考2> 具体的な消毒の場所、対象及び方法

消毒薬	場所		対象	方法
0.05% 次亜塩素酸ナトリウム 	家 庭	居 間 食 事 部 屋	ドアノブ、窓の取手、照明のスイッチ、テーブル、椅子、電話機、パソコンのキーボード 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>ペーパータオル等に十分に薬液を含ませて、一方方向にゆっくり動かしながら拭きます。</li> <li>ペーパータオル等汚れたら新品に交換しながら作業し、自然乾燥させます。</li> <li>濡れている場合には、水分を拭き取った後に消毒をしましょう。</li> </ul>
		浴 室	水道の蛇口、ドアノブ、窓の取手、照明のスイッチ 等	
	トイレ	流水レバー、便器のフタ 等		
	職 場・集 合 住 宅	共有部分	エレベーターやオートロック、コピー機等のボタン、建物出入口のドアノブやハンドル、共有のトイレや給水場所の蛇口、電話機 等	

・ドアの取っ手やノブなどの金属部位は、10分程度たったら水拭きしてください。

・スプレーボトルでの噴霧はしないでください。

・窓やドアを開け、換気扇を作動させ、室内換気をはかりながらしながら作業しましょう。

・消毒時は、マスク、ゴム手袋を着用しましょう。

・トイレや洗面所は、通常の家庭用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒しましょう。

出典：八幡浜保健所「新型コロナウイルス感染症に関する清掃・消毒について」より一部抜粋

### 3-4 換気の実施

三密（密閉・密集・密接）を防ぐとともに、細菌やウイルスが空気中に留まらないよう、常時空気の入れ替えを行うことが重要です。

#### 【避難所での注意事項】

- ① 窓及び扉を開放し、常時換気を行います。
- ② 扇風機を使用する等、避難所内の空気の循環をよくします。
- ③ 夏場、冬場など冷暖房使用時や、やむを得ず常時換気ができない場合は、最低でも「30分に1回の換気実施」をルールと定め、定期的に換気を行います。
- ④ 症状がある避難者専用の個室は、換気できる窓がある部屋を準備します。

### 3-5 食事・物資の配布

→ 様式11

- ・ 食事や物資の配布時には、配布場所に避難者が密集する可能性が高いため、密集を避ける工夫が必要です。
- ・ 食品や物資を介して感染が広がることも想定されるため、食品や物資が細菌やウイルスに汚染しないよう保管するとともに、配布方法を工夫する必要があります。

#### 【避難所での注意事項】

- ① 食品等を保管する場所は常に清潔に保ち、保存方法や賞味期限の管理を行います。
- ② 食品等を置く場所やテーブル等は、事前にアルコール消毒液等で拭いておきます。
- ③ 配布場所には手指消毒液を設置します。
- ④ 食品等は手渡しにせず、机に並べているものを避難者自身が取るようにします。
- ⑤ 食事や物資の配布時は、グループ毎に配布時間をずらす等、配布場所が密集しないようにします。
- ⑥ 食事や物資の管理や配布担当者は手袋とマスクを着用します。
- ⑦ 食事の提供は、使い捨て容器を使用し、配膳から1時間以内に消費します。
- ⑧ 個包装ではない食品を自宅等に持ち帰ることは避けます。

### 3-6 ゴミの処分

ゴミは、細菌やウイルスを媒介するハエや蚊などの発生源となりますので適切に管理することが必要です。

#### 【避難所での注意事項】

- ① 各世帯から出るごみは、世帯ごとに小～中のごみ袋に入れ口を縛り、避難所の共同のごみ箱に捨てます。
- ② 使用したマスクや鼻かみティッシュ等は、必ずゴミ袋に入れます。ゴミ箱に捨てるときは、袋を二重にするか、蓋つきのゴミ箱に捨てます。
- ③ 紙おむつ等の廃棄のために、蓋つきの専用ごみ箱を設置します。
- ④ ごみ捨ての担当者は、手袋をして最終的に口を縛り処分します。
- ⑤ ごみ収集の際は、必ず手袋、サージカルマスクを着用し、感染予防に十分配慮します。

#### <感染性廃棄物の取り扱い>

- ① 感染性廃棄物を捨てるごみ箱は、足踏み式ゴミ箱・蓋つきの専用のごみ箱にします。
- ② 隔離室では、個人単位でゴミ袋を配布し、口を閉じて感染性廃棄物専用のごみ箱に破棄します。
- ③ 感染性廃棄物は居住スペースとは異なる場所で部屋に鍵をかける等して保管します。
- ④ 「症状がある避難者が出したごみ（食べ物、体液が付着したもの等）」は、感染性廃棄物としての処分を災害対策本部事務局に要請します。

#### ※感染性廃棄物とは

人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらの恐れがある廃棄物

### 3-7 症状がある避難者が発生した場合の避難所内のゾーニング

避難所内で症状がある避難者が発生した場合には、感染症の拡大防止のため施設内をゾーニングするという考え方があります。

#### <ゾーニングの考え方>

一般の避難者が滞在する場所と感染症を疑う避難者が滞在する場所を、グリーンゾーン、イエローゾーン、レッドゾーンの3つに色分けして施設内を区分することをゾーニングと言います。

区分	考え方
グリーンゾーン	清潔区域：感染症を疑う者が利用しない場所
イエローゾーン	準汚染区域：グリーンゾーンとレッドゾーンの境目の場所
レッドゾーン	汚染区域：感染症を疑う者のみが利用する場所

#### 【避難所での注意事項】

- ① 色テープなどを床に貼るなど、ゾーンの区別が目で見えてわかるように表示します。
- ② 建物の2階と3階で区分けするなど、わかりやすいゾーニングを行います。
- ③ 症状がある避難者が滞在する個室や専用のトイレなどを確保します。
- ④ 専用のトイレが確保できない場合は、簡易トイレの使用を検討します。
- ⑤ トイレ等をやむを得ず共有する場合は、一時的に他の避難者の出入りを制限するなど対応を行い、使用後は必ず消毒を行います。
- ⑥ 症状がある避難者は、常時マスクを着用しレッドゾーンからは出ないこととします。
- ⑦ レッドゾーンに立ち入る市担当者等は最小限にとどめ、必ずマスク、手袋、ガウンを着用し感染予防を徹底します。
- ⑧ レッドゾーンに立ち入った市担当者がマスク、手袋、ガウンを脱衣する場所を、イエローゾーン内に明確に設け、脱衣後は手指消毒を必ず行います。
- ⑨ レッドゾーンには専用のスリッパを設置します。
- ⑩ レッドゾーンで出たごみは、感染性廃棄物(P. 24)として処理をします。
- ⑪ ゾーニングによる差別や偏見が生まれないよう避難者に理解を求めるよう努めます。